

東かがわ市公告第7号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を変更するので、同条第7項の規定により公告し、当該地域計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画に対し意見があるときは、縦覧期間満了日までに、市に意見書を提出することができる。

令和8年3月6日

東かがわ市長 上村 一郎

1 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を作成した地区

- ① 坂元・南野・黒羽
- ② 引田・馬宿・川股・吉田
- ③ 小海
- ④ 松原・伊座・帰来
- ⑤ 湊・白鳥
- ⑥ 東山・西山・与田山・入野山
- ⑦ 五名
- ⑧ 三本松・中筋・川東・横内・西村
- ⑨ 水主
- ⑩ 馬篠・小砂・土居
- ⑪ 中山・三殿・町田・松崎・落合・大谷・小磯

2 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案の縦覧期間

自 令和8年3月6日

至 令和8年3月20日

### 3 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案の縦覧場所

東かがわ市役所事業部農林水産課 東かがわ市湊 1847 番地 1

### 4 意見書の提出について

#### (1) 提出先

東かがわ市役所事業部農林水産課

#### (2) 提出方法

郵送、電子メール又は持参によることとし、電話や口頭での意見は受け付けられない。

### 5 意見書の提出の際の留意事項

(1) 個人の場合にあつては住所、氏名、連絡先を記載すること。

(2) 法人にあつては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。

(3) 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案以外に対しては意見書を提出できない。

### 6 提出された意見の取扱い

(1) 意見書の内容は公表することがある。ただし特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害する恐れがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。

(2) 意見書に対しては個別の回答を行わず、地域農業経営基盤強化促進計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。